

実態調査の状況について

2025年 2月20日

総務省行政管理局調査法制課

国内事例について

前回会合においていただいた御意見も踏まえつつ、順次ヒアリングを実施中。

<主な御意見>

- ・調査に当たっては、内容の是非を殊更に指摘するものではなく、今後AIの利活用を進めていく上での示唆を得る目的であることを丁寧に伝えた上で、協力を仰ぐ必要がある。調査対象との信頼関係を形成する上でも、可能な限り、実際に訪問もすることが望ましい。
- ・先行する調査等で得られた知見については、類似の別の調査対象への調査で活用するなど、相互の比較についても意識して進める必要がある。
- ・行政にのみ照会するのではなく、行政が利用しているAIシステムを開発しているベンダーからも話を聞く必要がある。特に、契約条件等については、実際の文書ベースで確認できると良い。また、契約（納品）時だけでなく、その後の双方のコミュニケーションの状況についても確認する必要がある。
- ・AIの実際の利活用を踏まえた検証の実施について、実際に行った検証の内容や、考え得る検証方法等についても質問する必要がある。
- ・学習データの利用・入手について、何がハードルとなっているかについても把握・分析する必要がある。

国外事例について

以下について、文献調査を実施中。規律の内容のほか、AI活用に係る実態例も把握。

➡調査の結果を踏まえ、来年度以降、本格的に調査（実地を含む。）を実施予定。

- ◆EU：GDPR22条に関する各国国内法・判例、AI規則におけるリスクベースアプローチを調査。関連して欧州評議会の「AIと人権、民主主義及び法の支配に関する枠組条約」（日本も2/11署名）についても調査。
- ◆カナダ：「自動化された意思決定に関する指令」によるアルゴリズム影響評価の詳細を調査。
- ◆フィンランド：自動意思決定の詳細な手続規定（行政手続法、行政情報管理法）が制定された背景を調査。
- ◆スウェーデン：自動意思決定への委任とその制限に関する規定（地方自治法37、38条）を調査。
- ◆スペイン：行政の行為の自動化に関する規定（公共部門の法制度に関する法律41条）について調査。